

## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う電気料金の特別措置について

2020年3月24日

アーバンエナジー株式会社

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、経済産業省から電気料金の支払期日の延長を要請されております。

このような状況を踏まえ、以下の通り、特別措置を講ずることとしましたのでお知らせいたします。

### 1. 特別措置の対象

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」を受けており、特別措置対応の申し込みをされたお客様。

### 2. 特別措置の内容

支払期日の1ヵ月延長

2020年3・4・5月分の電気料金について、支払期日を原則として1ヵ月間延長いたします。

### 3. 特別措置の申込方法

ご希望されるお客さまは、以下「問合せ先」へお問い合わせください。

※経済産業省発表(2020年3月19日)

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319008/20200319008.html>

※「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html)

### 【問合せ先】

アーバンエナジー株式会社 管理部

045-505-7878

\* 受付時間: 8:30~17:00(休・祝日を除く月曜~金曜)